資料２－３－３
令和５年９月２５日風力部会資料

(仮称)六郎館岳風力発電事業

環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解

令和5年6月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

目　　次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
（1） 公告の日 1
（2） 公告の方法 1
（3） 縦覧場所 1
（4） 縦覧期間 2
（5） 縦覧者数 2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催 2
（1） 公告の日及び公告方法 2
（2） 開催場所、開催日時及び来場者数 2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握 3
（1） 意見書の提出期間 3
（2） 意見書の提出方法 3
（3） 意見書の提出状況 3

第 2 章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解 4
1. 意見の概要及び事業者の見解 4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 7 条の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して 1 ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

2023 年 3 月 28 日 (火)

(2) 公告の方法

1) 日刊新聞紙による公告

2023 年 3 月 28 日 (火) 付で、下記の日刊紙に「お知らせ」を掲載した。（別紙 1 参照）

・南日本新聞（朝刊）

2) 自治体広報誌によるお知らせ

下記の自治体広報誌に「お知らせ」を掲載した。（別紙 2 参照）

・広報「きもつき」（2023 年 3 月号）

・広報「きんこう」（2023 年 3 月号）

3) インターネットによるお知らせ

2023 年 3 月 28 日 (火) から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。（別紙 3 参照）

・鹿児島県ホームページ

・肝付町ホームページ

・錦江町ホームページ

・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ

(3) 縦覧場所

1) 関係自治体での縦覧

2023 年 3 月 28 日から、下記の場所にて縦覧を実施した。（別紙 4 参照）

・鹿児島県庁 13 階環境林務課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）

・肝付町役場（肝属郡肝付町新富 98）

・肝付町役場内之浦総合支所（肝属郡肝付町南方 2643）

・肝付町役場岸良出張所（肝属郡肝付町岸良 482−１）

・錦江町役場 (肝属郡錦江町城元 963)

・錦江町役場田代支所 (肝属郡錦江町田代麓 827−１)

2） インターネットの利用による公表

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ

https://www.jre.co.jp/news/2023rokuroukandake_houhousho.php

（4） 縦覧期間

・縦覧期間：2023年3月28日（火）～2023年4月27日（木）

開庁日の午前9時から午後5時まで

・縦覧時間：開庁時間内

なお、インターネットの利用による公表については、縦覧期間中、常時アクセス可能な状態とした。

（5） 縦覧者数

縦覧者数（記名者数）は、2名であった。

・鹿児島県庁13階環境林務課	：0名
・肝付町役場	：1名
・肝付町役場内之浦総合支所	：0名
・肝付町役場岸良出張所	：0名
・錦江町役場	：1名
・錦江町役場田代支所	：0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するため説明会を開催した。

（1） 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。（別紙１～３参照）

（2） 開催場所、開催日時及び来場者数

・内ノ牧公民館（肝属郡錦江町田代麓5123-131）

開催日時：2023年4月15日（土）13時～15時

来場者数：2名

・大原地区公民館（肝属郡錦江町田代麓4750）

開催日時：2023年4月15日（土）19時～21時

来場者数：8名

・岸良西地区公民館（肝属郡肝付町岸良681）

開催日時：2023年4月16日（日）13時～15時

来場者数：5名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 8 条の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2023 年 3 月 28 日（火）～2023 年 5 月 16 日（火）

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。（別紙 4 参照）

・縦覧場所に設置した意見書籍への投函

・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

4 名の方から、4 通の意見書が提出された。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解

1. 意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号）第 8 条の規定に基づく、方法書について環境の保全の見地から提出された意見は、計 29 件であった。意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

【意見書１】

番号	意見の概要	事業者の見解
1	1 複数案の設定について 『標高の高い六郎館岳の尾根地など風況状況が良好な地域では次のような状況が考えられることから、ゼロ・オプションの検討を最初から排除することは適切ではないと考えます。このため、動植物の生息・生育への影響が大きいと評価される場合には、ゼロ・オプションの検討を行う旨への記述の変更を求めます。』という配慮書への意見に関する事業者の見解ではゼロ・オプションの検討に触れておらず、また今回の方法書においても言及していません。確か、意見として『ゼロ・オプションの検討』が取り上げられている場合には、事業者はゼロ・オプションの検討を行うことがアセスの手続き上求められることになっているかと思います。	ゼロ・オプションは「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（平成 25 年 3 月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）では、「事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案であり、複数案の一つ」とされていることから、本事業にて対象として検討することは現実的な施策ではないと考えます。 一方、計画段階環境配慮書提出後に事業計画の検討を進め、環境影響の回避・低減を目的に事業実施想定区域の一部を変更し、対象事業実施区域の範囲を設定しています。また、今後実施する現地調査結果等を踏まえて、環境影響を更に回避又は低減するように努めます。
2	2 2.2.6(4)(e)について ①累積的影響に関しては、配慮書に対する主務大臣等の意見に対する事業者の見解は『先行事業による環境影響を考慮し、累積的な環境影響把握の必要性を検討、必要に応じて適切に調査等、予測及び評価を行う』としていますが、累積的な環境影響把握の必要性の検討結果を表明するのは、現地調査の結果などを記載する準備書の前の段階に当たる今回経産大臣に提出された方法書と思います。今回提出・縦覧中の本方法書は、『必要に応じて、累積的影響についても行う予定である』とし、適切な累積的影響を検討するために必要な調査（調査対象区域を含む）・予測・評価の手法を明記しておらず、方法書としては不適と考えます。つまり、スコーピングの手続きを行うというアセスメントの手続きになっていません。このようなことから、経済産業大臣に届け出た本方法書について、上記意見を踏まえて適切な方法書になるよう検討し、補正を行った上で、スコーピングにより、より良い方法書になるよう、再度、方法書として公表し、一般の方の意見を聞き意見を取りまとめて、知事、両町長、環境大臣の意見を聞くとともに、経済産業大臣の助言を真摯に受けて、アセスメント方法を決定されること、又は事業の取り下げを求めます。	弊社（ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社）計画中（環境影響評価準備書　審査中）の（仮称）肝付風力発電事業との累積的な環境影響については、今後、本事業において検討する発電所の設備の具体的な配置計画を踏まえて、予測評価を実施します。 環境影響評価方法書段階では発電所の配置計画が確定していないことから明記していませんが、両事業の発電所から最寄りとなる地区を設定しています。 この結果、累積的な影響が生じる可能性があると予測される場合においては、環境保全措置の検討、発電設備の具体的な配置計画の見直し等、環境影響の回避・低減等に努めます。

番号	意見の概要	事業者の見解
3	②累積的影響を検討する項目としての動物は渡り鳥、希少猛禽類のみを記載していますが、配慮書への意見に対する事業者の見解として、コウモリ類、ニホンモモンガ・ヤマネ等、当地で繁殖を行っていない重要な種及び注目すべき生息地の状況、希少な植物種の生育状況などを、配慮書以降の手続きで専門家にヒアリングを行い、現地調査を実施し、生息や風車稼働後の影響を適切に把握、記載する旨を記載されています。これらから、アセスメント方法を決定するための手続きの第一歩である方法書としての記載では、累積的影響を検討する項目として、上記の内容も記載すべきと考えます。	環境影響評価方法書段階においては両事業の対象事業実施区域の離隔距離・地形の状況等から累積的な影響は小さいと想定しています。 なお、環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、対象事業実施区域周辺の現地調査を実施し、コウモリ類、ニホンモモンガやヤマネ等の生息状況等を適切に把握します。 この現地調査結果を踏まえて本事業における影響を検討しますが、この際、(仮称)肝付風力発電事業との累積的な環境影響についても検討が必要と判断された場合は、環境影響評価準備書内にて検討する項目に追加、専門家にヒアリングを実施し、予測評価を実施します。
4	3 6.2 累積的影響 ①造成等の影響による一時的影響において、動物に対し『累積的な影響が想定されるほど近接していないため、対象としない』と記載されていますが、鳥類、コウモリ類などではこの距離でも採餌エリア内にあり、造成等の開発においても影響は累積的になると考えられること、一方、ニホンモモンガ・ヤマネ等では施設の稼働による影響より前に行われる造成等の開発により容易に移動できる環境がなくなり、遺伝的交流ができなくなるといった累積的影響が考えられることから、動物を加えるべきと考えます。	環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、対象事業実施区域周辺の現地調査を実施し、鳥類、コウモリ類、ニホンモモンガやヤマネ等の生息状況を適切に把握します。 この現地調査結果を踏まえて本事業における影響を検討しますが、この際、(仮称)肝付風力発電事業との累積的な環境影響についても検討が必要と判断された場合は、環境影響評価準備書内にて検討する項目に追加し、予測評価を実施します。 なお、環境影響評価方法書段階においては、「渡り鳥」「猛禽類」以外の動物については、両事業の対象事業実施区域の離隔距離・地形の状況等から累積的な影響は小さいと想定しています。
5	②植物については、造成等の影響による一時的影響も稼働による影響についても、『累積的な影響が想定されるほど近接していないため、対象としない』と記載されていますが、特定の種が土地改変対象地にあり、一方の事業地箇所でこの特定の種が絶滅又は種数が大幅に少なくなるなどになった場合、遺伝的交流ができなくなるといった累積的影響が考えられることから、加えるべきと考えます。	環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、対象事業実施区域周辺の現地調査を実施し、生育状況を適切に把握します。 この現地調査結果を踏まえて本事業における影響を検討しますが、この際、(仮称)肝付風力発電事業との累積的な環境影響についても検討が必要と判断された場合は、環境影響評価準備書内にて検討する項目に追加し、予測評価を実施します。

番号	意見の概要	事業者の見解
6	【以下の意見に係る参考】事業者は、(上記の)環境影響評価方法書に必ず環境影響評価の項目並びに調査、予想及び評価の手法を記載しなければならないこととする。経済産業大臣は、知事意見を勘案するとともに、住民等の意見及び当該意見についての当事者の見解に配意して、当該環境影響方法評価方法書を審査し、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な事項を勧告することができる。 4 環境影響評価の選定項目について ①「クマタカの生息、サシバの渡りなどが配慮すべきものとしてこの配慮書に記載されており、求愛、営巣、繁殖期などでは建設機械の稼働音や人の行動などが影響を与えます。現段階では配置や工事計画が決定していないとしても、環境アセスを進める上での基本的な考え方として、工事の実施における建設機械の稼働についても配慮事項として選定『〇記載』されるべきと考えます。」との配慮書への意見に対し、事業者の見解として『方法書にて"建設機械の稼働(騒音)"を選定します。』と記載されているにも関わらず、本方法書に選定されていません。 このため、経済産業大臣に届け出た本方法書について、一旦取り下げを行い、適切な方法書になるよう検討し、補正を行った上で、スコーピングにより、より良い方法書になるよう、再度、方法書として公表し、一般の方の意見を聞き意見を取りまとめて、知事、両町長、環境大臣の意見を聞くとともに、経済産業大臣の助言を真摯に受けて、アセスメント方法を決定されることを求めます。また、知事、両町長、環境大臣は上記の手続き措置を行うよう意見を出すことを希望します。	クマタカの生息、サシバの渡りなどについて、今後実施する現地調査の結果及び発電施設配置や工事計画を踏まえて、必要に応じて工事中の建設機械の稼働による影響について専門家にヒアリングを行いながら適切に検討します。
7	②配慮書への意見としてウミガメの産卵に懸念が出されていますが、海域の動物及び海域の植物に対し、"造成等の影響による一時的影響"、"地形の改変及び施設の存在"を評価項目として選定しない理由を"事業対象区域は全て陸域のため環境影響評価項目として選定しない"旨が記載されていますが、事業地は海域に非常に近く、河川も急流となるため、造成等の影響による一時的影響や地形の改変の結果、降雨により改変前に比べて水の濁りが多く発生し、陸域のみならず海域に影響を及ぼすと考えられます。このようなことから、海域の動物並びに海域の動物(意見書のまま記載。植物の間違いとして解釈)について、"造成等の影響による一時的影響"及び"地形の改変及び施設の存在"の観点から、評価すべきと考えます。	当該土捨て場における具体的な作業内容(作業時期、時間帯等)を踏まえ、近傍の河川下流域及び海域の水質に対する影響が想定される場合には、必要に応じて適切に対応します。

番号	意見の概要	事業者の見解
8	③動物に係る施設の稼働を選定項目としている理由が『対象事業実施区域及びその周囲に生息する動物に影響が生じる恐れがある』と記載されていますが、生息はしていないものの渡りの途中に対象事業実施区域及びその周囲を一時的な利用（ねぐら利用）を行い、飛び立ち時には飛行高度が低くなると思われるねぐら利用のこれらの動物種では個体の生存（具体的にはバードストライク、バットストライクの発生）に影響が生じるおそれがある旨も記載すべきと考えます。	環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、対象事業実施区域周辺の現地調査を実施し、生息はしていないものの渡りの途中に対象事業実施区域及びその周囲を一時的な利用（ねぐら利用）状況を適切に把握します。 この現地調査結果を踏まえて、バードストライク等の発生可能性についても、予測評価を実施します。
9	④動物における累積的影響の影響要因（“地形の改変及び施設の存在”及び“施設の稼働”）の理由として、“渡り鳥のルートがまたがる”ことを挙げていますが、風力発電施設の上空を通過する“渡り鳥のルート”よりも上記③のとおり、両対象事業実施区域及びその周囲において、ねぐら利用されている場合が最もバードストライクの発生の危険性が高く、累積的影響が強く発生すると考えられます。このため、渡り鳥のねぐら利用と旅立ち時のルートと飛行高度を記載すべきです。 また、渡り鳥だけではなく、コウモリ類の渡りのほか、コウモリ類や猛禽類の餌狩場、ニホンモモンガ・ヤマネ等における移動の困難化による遺伝的交流の断絶と近交弱性による生息集団の消滅の危険性なども記載すべきと考えます。	環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、対象事業実施区域周辺の現地調査を実施し、猛禽類、渡り鳥、鳥類等の生息・飛行ルート・飛行高度の状況を適切に把握します。 また、環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、対象事業実施区域周辺の動物の現地調査を実施し、鳥類、コウモリ類、ニホンモモンガやヤマネ等の生息状況を適切に把握します。
10	⑤植物における累積的影響の影響要因（“地形の改変及び施設の存在”及び“施設の稼働”）が選択されていない理由として、『累積的な影響が想定されるほど近接していないため、対象としない』としていますが、開発される区画に生育する稀な植物で風及び虫により交配する種にとっては、近接していないと断定できる距離ではないため、選定すべきと考えます。	環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、対象事業実施区域周辺の現地調査を実施し、生育状況を適切に把握します。 この現地調査結果を踏まえて本事業における影響を検討しますが、この際、（仮称）肝付風力発電事業との累積的な環境影響についても検討が必要と判断された場合は、環境影響評価準備書内にて検討する項目に追加し、予測評価を実施します。
11	5　調査、予測及び評価の方法について ①“造成等の影響による一時的影響”及び“地形の改変及び施設の存在”に係る水質（水の濁り）に関して、降雨時の水量が調査内容に含まれていません。また、これらの土地の改変に伴って、流量及び流速の変化並びに水の濁り影響が影響する時間軸について、陸域の渓流・河川に生息する（一時的に幼体として利用する種も含む）のほか、海域の動植物も対象に予測し、評価すべきと考えます。このため、これらの動物・種ごと等に適する調査手法、調査地点、予想方法及び評価の方法の記載が必要と考えます。	河川等の水域近傍における土地改変等の計画が想定される場合は、濁水の流入等に配慮した対策を講じます。このため、河口海岸周辺において本事業により発生する影響は極めて小さいと想定しています。 なお、“造成等の影響による一時的影響”を対象とした水質調査にて、河川の流量及び水温についても調査を実施します。（P6-30 記載あり）

番号	意見の概要	事業者の見解
12	②音に頼って狩りを行うフクロウ類や音波により障害物を避けて飛行し又餌を取るコウモリ類については、施設の稼働に係る騒音及び低周波音の影響が考えられます。これらの種については、騒音・音波発生に対する適切な調査手法、調査地点、予測方法及び評価の方法の記載が必要と考えます。 注)「動物」及び「植物」とも、「緑の回廊を対象とした調査」が別に記載されていますが、この②以下、「緑の回廊を対象とした調査」についても同じです。	環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、対象事業実施区域周辺の現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況等を適切に把握します。 この現地調査結果を踏まえて本事業における影響を検討しますが、影響については、今後、本事業において検討する発電所の設備の具体的な配置計画を踏まえ、専門家にヒアリングを行い適切に予測評価を実施します。 「緑の回廊」にて発電所の設備等を配置する可能性がある箇所は、同様に対象種を把握するための調査を実施します。
13	③クマタカ等の当地に生息・繁殖が予想される種に係る評価手法の「環境影響の回避、低減に係る評価」については、実行可能な範囲内での回避を第一として記載していますが、実行可能な範囲内での回避には、これらの種の生息環境(営巣木周辺や重要な狩場などを含む高利用域)を避けることが含まれていますか。 仮に、含まれていない場合には、営巣木周辺や重要な狩場などを含む高利用域を含まないかどうかの判定をいの一番記載すべきと考えます。そして、回避できない場合には施設計画位置の移動又は設置の取り止めを行う旨の記載が必要ですので記載してください。	クマタカ等を含む猛禽類については、環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、対象事業実施区域周辺の現地調査を実施し、猛禽類の生息状況・飛行高度等を適切に把握します。猛禽類調査は 2 営巣期を含む 2 ヵ年の調査を実施し、営巣木周辺や重要な狩場などを含む高利用域を考慮の上、必要に応じて、環境保全措置の検討、発電所の設備の具体的な配置計画について見直しを行うなど、環境影響の回避・低減等に努めます。
14	④クマタカ等の当地に生息・繁殖が予想される種に係る予測の基本的な手法には、高利用域等との関係から、バードストライクの発生確率がどのように見積もることになるのか等の予測の基本的な手法が触れられていません。記載が必要です。また、これらバードストライク発生に係る評価手法について、「環境影響の回避、低減に係る評価」の観点から記載が必要と考えます。(猛禽類のフクロウ類の場合には、高利用域ではない他の内容になる。)	クマタカ等を含む猛禽類については、環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、対象事業実施区域周辺の現地調査を実施し、猛禽類の生息状況・飛行高度等を適切に把握します。また、猛禽類調査は 2 営巣期を含む 2 ヵ年の調査を実施し、営巣木周辺や重要な狩場などを含む高利用域を考慮の上、必要に応じて、環境保全措置の検討、発電所の設備の具体的な配置計画について見直しを行うなど、環境影響の回避・低減等に努めます。 この際、バードストライクの発生確率についても検討しますが、鳥類の衝突個体数の推定については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成 23 年 1 月、平成 27 年 9 月修正版、環境省)等に準拠し、専門家に御助言を頂きながら検討します。

番号	意見の概要	事業者の見解
15	⑤サシバ、フクロウ類、コウモリ類その他の渡りを行っている貴重、重要な種（渡りの結果当地で繁殖する場合には、上記③及び④に含まれるものとする。この場合、④中の『バードストライク』は『バッドストライク』に読み替えを行い、『高利用域』は『施設の稼働に伴う採餌空間』と読み替える。）については、a）ねぐら利用地点とねぐらから飛び出し上空に舞い上がる飛行空間が施設の可動域（風車の回転域）等にないかが、b)ある場合、そのバードストライク・バットストライクの発生確率がどのように見積もることになるのか等の予測の基本的な手法の記載が必要です。また、そのためには、調査範囲は対象事業実施区域から 300m とすることなく、対象事業実施区域内の風車設置が考えられる全尾根地に飛来が見込まれる範囲のねぐら利用見込み地での調査が必要と考えます。さらに、評価手法については上記④と同様です。これらから、それぞれの種等の区分に応じて、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等、予測の基本的な手法、予測地域、予測対象時期等、評価手法までの全てについて、具体的に記載をお願いします。	環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、対象事業実施区域周辺の現地調査を実施し、猛禽類、渡り鳥、鳥類、コウモリ類等の生息状況等を適切に把握します。 この現地調査結果を踏まえて、バードストライクの発生可能性についても、予測評価を実施します。この際、バードストライクの発生確率についても検討しますが、鳥類の衝突個体数の推定については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 23 年 1 月、平成 27 年 9 月修正版、環境省）等に準拠し、専門家に御助言を頂きながら検討します。 また、バットストライクについては、専門家等にヒアリングを行い、御助言を頂きながら、検討を実施します。 現地調査範囲は対象事業実施区域及びその周囲 300m の範囲を基本としますが、渡り鳥や猛禽類など広域的な把握が必要な種については、行動状況等を考慮の上、適切に把握します。
16	⑥全動物に係る施設の稼働の影響を評価する予測対象時期等について、『発電所の運転開始後、動物に生息環境が安定する時期とする。』とされていますが、もちろんこの時期も必要かと思いますが、施設の稼働により好適な生息地を放棄して見られなくなることのないよう、第一義的には施設の稼働直後を予測対象時期等とすべきと考えます。	地形改変及び施設の存在後の動物の予測対象時期は『発電所に係る環境影響評価の手引き』（令和 2 年 11 月：経済産業省産業保安グループ電力安全課）に準拠し、「発電所の運転開始後、動物の生息環境が安定する時期とする。」として設定しています。なお、評価の実施時において、施設の稼働直後を予測対象時期等とすべきと種が想定された場合は、専門家等にヒアリングを行い、御助言を頂きながら、対応を実施します。
17	⑦全動物に係る調査期間については、基本 1 年としていますが、多くのアセスでは天候等により不確実性もあるため、基本 2 年間（繁殖 2 シーズンを含むよう、渡りは行き・帰りそれぞれ 2 シーズン計 4 回）が必要かと思います。また、調査期間もサシバの渡り時のねぐら利用とその飛び出し飛行高度調査では渡り期間の連続日調査も必要かと思います。	動物は『発電所に係る環境影響評価の手引き』（令和 2 年 11 月：経済産業省産業保安グループ電力安全課）に準拠し、調査期間 1 年間を設定しています。なお、猛禽類については『猛禽類保護の進め方（改訂版）−特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて−』（平成 24 年 12 月：環境省自然環境局野生生物課）、『サシバの保護の進め方』（平成 25 年 12 月：環境省自然環境局野生生物課）に準拠し、2 営巣期を含む調査期間を設定しています。また、猛禽類、渡り鳥の調査は 1 回あたり 3 日間連続の調査を想定しています。
18	⑧ニホンモモンガ・ヤマネ等の環境影響の予測、評価の方法については、上記4の④に記載する観点から適切な予測及び評価を行うことが必要ですので、ニホンモモンガ・ヤマネ等に係るものとして具体的に記載をお願いします。	環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、対象事業実施区域周辺の動物の現地調査を実施し、ニホンモモンガ、ヤマネ等の生息状況を適切に把握します。 また、予測・評価手法について専門家等にヒアリングを行い、御助言を頂きながら、検討を実施します。

番号	意見の概要	事業者の見解
19	⑨コウモリ類の音声モニタリング調査については、風車設置予定地の全ての箇所のデータが取れるよう、機器の性能、現地環境を踏まえ、適切にモニタリング地点及び時期、回数等の設定が必要と考えます。また、コウモリ類の予測、評価手法については、特定の種に対する開発に伴うギルド環境の消滅や縮小の影響について評価することが必要と考えます。	今後、発電所の設備の具体的な配置計画を検討しますが、動物・植物の現地調査結果を考慮して環境影響の回避・低減に努めます。この際、本地域周辺におけるコウモリ類の飛翔高度についても検討条件とするため、代表箇所として風況観測塔にて音声モニタリング調査を実施します。調査結果の妥当性、予測評価手法については専門家等にヒアリングを行い、御助言を頂きながら、検討を実施します。
20	⑩植物の調査については、特定の種が特定の環境に生育していないか、調査対象範囲について網羅的に調査(当然、人工林、広葉樹二次林、自然度の高い自然林とでは濃淡があり、自然度の高い自然林に対しては調査漏れがないよう人員を配置する、GPS 軌跡で確認する等)必要があります。また、環境影響の予測、評価の方法については、上記4の⑤に記載する観点から適切な予測及び評価を行うことが必要と考えます。	植物の現地調査においては、調査対象範囲について網羅的に調査を実施するために、調査漏れがないよう人員を配置、GPS軌跡で調査ルートを確認して、調査精度の向上に努めます。 また、予測・評価手法について専門家等にヒアリングを行い、御助言を頂きながら、検討を実施します。

【意見書２】

番号	意見の概要	事業者の見解
1	私は、標記環境影響評価方法書に関し、環境保全の見地から、対象事業実施について、専門家による十分な調査とその成果による計画の再検討(変更または中止)を求めます。 理由: 1. 事業計画区域は、多くの鳥類の渡りのルートになっており、特に絶滅危惧種Ⅱ類(環境省レッドリスト)に指定されているサシバについては、春・秋の渡りには、当該尾根を含む稲尾岳連山を通過しているようすが観察されている。その他の渡り鳥も、発電機械の大きさ、計画数、計画位置から見ても、設置された場合、渡りのルートの混乱や発電機械へのバードストライクのリスクは回避できず、これにより、鳥類の個体数の減少が予測される。	サシバ等を含む渡り鳥については、環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、対象事業実施区域周辺の現地調査を実施し、飛行ルート・飛行高度等を適切に把握の上、予測評価を実施します。予測の結果、影響が生じる可能性があると予測される場合においては、発電所の設備の具体的な配置計画について見直しを行うなど、環境影響の回避・低減等に努めます。
2	2. 事業計画区域付近では、クマタカの繁殖が確認されており、事業実施によりクマタカの捕食環境が欠損し、営巣放棄するなど既存の生態系ピラミッドが崩壊する恐れが高くなる。このことは、現在把握されている当地域の自然環境に甚大な影響を及ぼしかねない。	クマタカ等を含む猛禽類については、環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、対象事業実施区域周辺の現地調査を実施し、希少猛禽類の生息状況・飛行高度等を適切に把握します。猛禽類調査は 2 営巣期を含む 2 ヵ年の調査を実施し、営巣木周辺や重要な狩場などを含む高利用域を考慮の上、必要に応じて、環境保全措置の検討、発電所の設備の具体的な配置計画について見直しを行うなど、環境影響の回避・低減等に努めます。 また、生態系調査では上位種であるクマタカに着目して、行動圏調査、餌資源量調査(ノウサギ)、食性調査を適切に把握の上、予測評価を実施します。予測の結果、影響が生じる可能性があると予測される場合においては、発電所の設備の具体的な配置計画について見直しを行うなど、環境影響の回避・低減等に努めます。

番号	意見の概要	事業者の見解
3	3. 事業計画区域は、稲尾岳から続く緑の回廊が含まれている。ここに生息する希少種を含む動植物は、南大隅の照葉樹林帯全体から見ても貴重で、作業道開削や発電機設置工事よる生存環境の変化などの打撃を受ければ再生できない可能性がある。	緑の回廊周辺に生息する動物、生育する植物については、環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、現地調査を実施し、適切に生息・生育状況を把握の上、予測評価を実施します。予測の結果、影響が生じる可能性があると予測される場合においては、発電所の設備の具体的な配置計画、作業道の設置について見直しを行うなど、環境影響の回避・低減等に努めます。 なお、計画段階環境配慮書段階より大隅森林管理署へ事業概要の情報提供を実施しており、継続して協議を実施予定です。
4	4. 当該事業の残土置き場は、河川に隣接して計画されている。想定を超える豪雨が発生した場合土砂流出等の恐れがあり、下流域および海中の汚濁が危惧される。当地域の海岸は、ウミガメの産卵場所となっており、その環境が毀損される可能性がある。	候補としている土捨場候補位置については現時点での想定箇所であり、今後の関係機関等との協議により決定予定です。 造成計画を進めるにおいては、可能な限り切土量、盛土量のバランスを取り、沈砂池の設置等も含めた土砂流出防止を考慮した計画を検討します。残土が発生する場合には対象事業実施区域内で再利用した上で、場外搬出する残土量を最小限とするよう努めます。場外搬出が必要となった場合には、関係機関と協議の上、残土置き場の規模縮小や適切な排水設備を設けることにより残土置き場から発生する濁水の低減に努めます。隣接する辺塚川については、定期的な水質観測を実施し、近傍の河川下流域及び海域の水質に対する影響が想定される場合には、必要に応じて適切に対応します。

【意見書３】

番号	意見の概要	事業者の見解
1	○郷土の景観と生態系に影響がないよう計画の変更または中止を求めます。 事業区域は、地区によっては原生林に近い照葉樹林が残り、緑の回廊に指定されているなど、豊かな生態系を有するわが国でも希少な森林地帯にあります。 既に明らかなとおり、県内各地で確認されている生態系の頂点に位置するクマタカなどの猛禽類、さらには本土での記録が稀なカラスバトなど、希少な野鳥の生息・繁殖地であることはもとより、サシバなど鳥類の渡りのコースであるため、施設の設置はこれら鳥類の生息・繁殖環境や太古より続く渡り経路への影響、すなわち頻繁なバードストライクが発生することや渡り経路の無理な変更などが強いられることが確実であるため、計画の再考を求めるものです。	景観については、今後、本事業において検討する発電設備の具体的な配置計画を踏まえて予測を実施し、影響が生じる可能性があると予測される場合においては、環境影響の回避・低減等に努めます。 対象事業実施区域周辺に生息する動物（希少猛禽類、渡り鳥等も含む）、生育する植物については、環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、現地調査を実施し、適切に生息・生育状況を把握の上、予測評価を実施します。 また、バードストライクの発生確率についても検討しますが、鳥類の衝突個体数の推定については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23年1月、平成27年9月修正版、環境省）等に準拠し、専門家に御助言を頂きながら検討します。 これらの予測の結果、影響が生じる可能性があると予測される場合においては、発電設備の具体的な配置計画について見直しを行うなど、環境影響の回避・低減等に努めます。

【意見書４】

番号	意見の概要	事業者の見解
1	日本自然保護協会は、自然環境と生物多様性の保全の観点から、鹿児島県肝属郡肝付町船間地区、錦江町大原地区で計画されている(仮称)六郎館岳風力発電事業(事業者:ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社、約 51,600kW、基数:最大 12 基)の環境影響方法書(作成委託事業者:株式会社長大)に関する意見を述べる。 1）大隅半島緑の回廊への配慮がされていない 本アセス図書の対象事業実施区域(約 670ha)は、環境配慮書段階の事業実施想定区域(約 1,765ha)から区域を絞り込んだものであるが、その際に林野庁が設定した大隅半島緑の回廊への配慮は行われておらず、生物多様性上重要な緑の回廊が占める面積割合は大幅に増加している。このような生物多様性を軽視した再生可能エネルギーの導入は、行うべきではない。生物多様性を考慮した対象事業実施区域を再度検討すべきである。	環境影響評価方法書にて設定した対象事業実施区域は、計画段階環境配慮書における事業実施想定区域から、周辺に与える影響を回避するように検討したものとなります。 また、現在、九州森林管理局大隅森林管理署と「大隅半島緑の回廊」についての協議を進めており、影響が懸念されると判断された場合においては、環境影響の回避・低減等に努めます。

番号	意見の概要	事業者の見解
2	2)風力発電機の設置場所が未確定 緑の回廊を中心とした大半の本事業実施区域内には現在、大型のタワーやブレードを搬入することができる搬入路は存在せず、風力発電機の搬入のためには既存道路の大幅な拡張および新規に搬入路の整備を行う必要がある。しかし、最大12 基設置予定の風力発電機の設置場所が不明であるため、どのような経路でどの程度の風力発電機を搬入するかが未確定の状態である。このような状態では、自然環境への影響を正しく評価することは困難であり、現計画段階で環境影響評価を正しく行うことは不可能である。	環境影響評価方法書段階では資材の運搬に利用する搬入路は確定しておりませんが、事業地周辺に設置されている林道等を活用することで改変区域の最小化を図る計画としており、計画の具体化にあたっては、大隅森林管理署との協議を行いながら環境影響の回避・低減に努めます。
3	3)希少な腐生ランや着生ランの詳細な調査が必要 大隅半島の照葉樹林には、「環境省レッドリスト2020」で絶滅危惧種 IA 類のヘツカラン、絶滅危惧 IB 類のキリシマエビネ、カンランなどの希少なランが生育している可能性がある。また「環境省レッドリスト 2020」で絶滅危惧 IA 類のサクラジマエビネ、絶滅危惧 IB 類のタネガシマムヨウラン、ナゴランなどの腐生ランや着生ランが生育している可能性もある。腐生ランの同定は花季のみ可能であるが、その重要性から確実に同定し記載すべきである。また、樹上の着生ランに関しても、一本一本の樹上の確認を慎重に行い確実に同定し記載すべきである。	環境影響評価方法書作成段階において専門家に実施したヒアリングで得た御助言を踏まえて、今後、対象事業実施区域周辺の植物の現地調査を実施し、腐生ランや着生ランについての生育状況を適切に把握します。希少植物への影響が懸念されると判断された場合においては、影響の回避・低減に努めます。
4	4)改変されるミミズバイースダジイ群集の予測結果の根拠が不明 本方法書の表 4.3-22 重要な自然環境のまとまりの場への影響の予測結果において、自然植生(植生自然度 9)のミミズバイースダジイ群集の予測結果で、「事業実施想定区域内に一部が存在することから、事業によりその一部が改変され、事業実施による影響が生じる可能性があると予測する。」と記述しているにもかかわらず、影響程度が○(影響はない)としている根拠が不明である。改変されるにもかかわらず、影響がないと断定している科学的な根拠を記述すべきである。	表 4.3-22 の「自然植生(植生自然度 9)のミミズバイースダジイ群集」の予測結果は「×」となります。準備書段階において記載を修正致します。 なお、「自然植生(植生自然度 9)のミミズバイースダジイ群集」は、対象事業実施区域を見直したことにより、事業に伴う改変の影響を回避しました。

○日刊新聞紙による公告

・南日本新聞（2023年3月28日(火)）

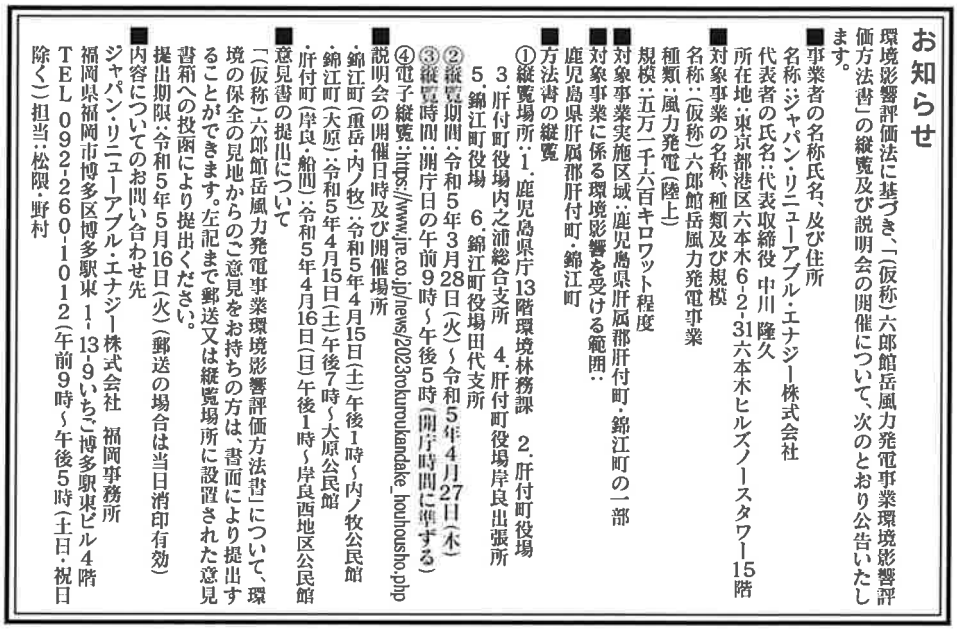

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)六郎館岳風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

■事業者の名称氏名、及び住所
名称：ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者の氏名：代表取締役 中川 隆久
所在地：東京都港区六本木6-2-31六本木ヒルズノースタワー15階

■対象事業の名称、種類及び規模
名称：(仮称)六郎館岳風力発電事業
種類：風力発電（陸上）
規模：五万二千六百キロワット程度

■対象事業実施区域：鹿児島県肝属郡肝付町・錦江町の一部

■対象事業に係る環境影響を受ける範囲：
鹿児島県肝属郡肝付町・錦江町

■方法書の縦覧
①縦覧場所：1．鹿児島県庁13階環境林務課　2．肝付町役場
3．肝付町役場内之浦総合支所　4．肝付町役場岸良出張所
5．錦江町役場　6．錦江町役場田代支所
②縦覧期間：令和5年3月28日(火)～令和5年4月27日(木)
③縦覧時間：開庁日の午前9時～午後5時（開庁時間に準ずる）
④電子縦覧：https://www.jre.co.jp/news/2023rokuroukandake_houhousho.php

■説明会の開催日時及び開催場所
・錦江町（重岳・内ノ牧）：令和5年4月15日(土)午後1時～内ノ牧公民館
・錦江町（大原）：令和5年4月15日(土)午後7時～大原公民館
・肝付町（岸良・船間）：令和5年4月16日(日)午後1時～岸良西地区公民館

■意見書の提出について
「(仮称)六郎館岳風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。左記まで郵送又は縦覧場所に設置された意見書和への投函により提出ください。
提出期限：令和5年5月16日(火)（郵送の場合は当日消印有効）

■内容についてのお問い合わせ先
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社　福岡事務所
福岡県福岡市博多区博多駅東1-13-9いちご博多駅東ビル4階
TEL 092-260-1012（午前9時～午後5時（土日・祝日除く））担当：松隈・野村

○自治体広報誌によるお知らせ

・広報「きもつき」（2023 年 3 月号）

～知って役立つ～

町からのお知らせ

（仮称）六郎館岳風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会

環境影響評価方法書の縦覧及び説明会を実施します。

▼事業
（仮称）六郎館岳風力発電事業
風力発電（陸上）５１，６００キロワット程度

▼対象事業の実施想定区域
肝付町・錦江町の一部

方法書の縦覧

▼場所
・鹿児島県庁13階環境林務課
・肝付町役場
・内之浦総合支所
・岸良出張所

▼期間 3月28日～4月27日

▼時間 開庁日の午前9時から午後5時まで

説明会

▼日時
令和5年4月開催を予定

意見書の提出
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

▼提出方法
氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、お問い合わせ先まで郵送（当日消印有効）又は縦覧場所に設置された意見書箱へ投函してください。

▼提出期限 令和5年5月16日（火）まで

▼問い合わせ先
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 福岡事務所
福岡県福岡市博多区博多駅東1-13-9いちご博多駅東ビル4階
☎092(260)1012
午前9時～午後5時（土日祝除く）

令和4年度肝付町戦没者追悼式の開催中止について

肝付町では、毎年2月に先の大戦において戦没された御霊のご冥福を祈るとともに恒久の平和を祈念するため、肝付町戦没者追悼式を開催しております。

しかしながら、本年度の肝付町戦没者追悼式につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び参列者の安全面を考慮し中止することとしました。御参列を予定されていた方々には、誠に恐れ入りますが、何卒御理解のほどよろしくお願いいたします。

▼お問い合わせ先
肝付町役場 福祉課
☎0994(65)8413

自衛官等募集

自衛官等を募集します。

▼募集種目
幹部候補生（海空飛行要員・一般・歯科薬剤科）・技術海上幹部・技術航空幹部・技術海曹・技術空曹・一般曹候補生・自衛官候補生・予備自衛官補（一般）

募集人員、応募資格等は種目別に異なりますので、ホームページでご確認いただくか、鹿屋地域事務所にお問い合わせください。

▲自衛官募集ホームページ

▼問い合わせ先
自衛隊鹿児島地方協力本部
鹿屋地域事務所
☎0994(42)4386

燃ゆる感動 かごしま国体・燃ゆる感動 かごしま大会

特別国民体育大会 2023年10月7日(土)～10月17日(火)
特別全国障害者スポーツ大会 2023年10月28日(土)～10月30日(月)

肝付町炬火リレー 走者100名大募集！

募集期間
3月1日～
3月27日
（当日消印有効）

日時	令和５年８月８日（火） 午前８時 開会
概要	肝付町総合運動場において出発式を行った後、町内 10 区間を 13 名１組で炬火リレーします。
対象年齢	小学校５年生以上 （令和５年４月１日現在）
応募方法	WEB 申込み、または応募用紙に必要事項を記入の上、肝付町実行委員会事務局に郵送か、もしくは直接お申込みください。
選定方法	応募者多数の場合は、肝付町実行委員会で抽選を行い、選定します。 ※結果は令和５年４月中旬に応募者全員に通知します。

炬火（きょか）とは、大会期間中選手たちを見守る『国体・大会のシンボル』です。７月に採火した炬火を、県内全市町村を３コースでリレー後、１つに集火され、期間中力強く燃え続けます。

応募資格など、詳しい募集要項については、肝付町ホームページをご覧下さい。

お問い合わせ先 特別国体肝付町実行委員会事務局（肝付町役場 生涯学習課） ☎ 0994(65)2594

・広報「きんこう」（2023年３月号）

お知らせ

確定申告の振替納付日

申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。「振替納税」をご利用の方は、振替日の前日までに口座残高をご確認ください。令和４年分の確定申告の振替納付日は、左記のとおりです。

◉申告所得税及び復興特別所得税　令和５年４月24日㊊

◉消費税及び地方消費税（個人事業者）　令和５年４月27日㊍

詳しくは、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）をご覧ください。

問 鹿屋税務署
☎0994-42-3127

国税専門官の採用試験

人事院と国税庁では、国税専門官採用試験（大学卒業程度）の受験者を募集しています。受験資格等の詳細につきましては、人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報ＮＡＶＩ）をご覧いただくか、次のところへお問い合わせ下さい。

詳細のお問い合わせ先
人事院人材局試験課
☎03-3581-5311
熊本国税局人事第二課試験研修係
☎096-354-6171
鹿屋税務署
☎0994-42-3127
※自動音声案内後「２」を押してください。

風力発電の方法書縦覧・説明会

環境影響評価法に基づき、（仮称）六郎館岳風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催をお知らせします。

対象事業名　（仮称）六郎館岳風力発電事業（風力発電電（陸上）、五万一千六百キロワット程度）

実施想定区域　錦江町及び肝付町の一部

事業者名　ジャパン・リニューアブル・エナジー（株）

所在地　東京都港区六本木６-２-31六本木ヒルズノースタワー15階

方法書の縦覧　（仮称）六郎館岳風力発電事業　環境影響評価方法書

縦覧場所　①鹿児島県庁13階環境林務課　②錦江町役場本庁　③錦江町役場田代支所

縦覧期間　令和５年３月28日㊋～４月27日㊍まで

縦覧時間　開庁日の９時～17時まで（開庁時間に準ずる）

電子縦覧　https://www.jre.co.jp/news/2023rokurouokandake_houhousho.php

説明会　令和５年４月開催を予定しています。※日時等の詳細については、別途お知らせいたします。

意見書の提出　環境影響評価方法書について環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法　氏名及び住所、方法書の名称、意見を記入し、郵送（当日消印有効）または縦覧場所に設置された意見書箱へ投函してください。

郵送先　ジャパン・リニューアブル・エナジー（株）福岡事務所
〒812-0013　福岡県福岡市博多区博多駅東１-13-９いちご博多駅東ビル４階

提出期限　令和５年３月28日㊋～令和５年５月16日㊋まで

問 ジャパン・リニューアブル・エナジー（株）福岡事務所
担当：松隈・野村
☎092-260-1012

照葉樹の森イベント案内

照葉樹の森では、自然を満喫できる月例登山のイベントを行います。ぜひご家族やお友達とご参加ください。

❶月例登山会（はっ山）
３月26日㊐

❷月例登山会（甫与志岳）
４月９日㊐

新型コロナウイルス感染症の影響で変更になる場合がありますので、事前にホームページをご確認ください。

問 照葉樹の森管理事務所
☎080-6417-6518

無料法律相談会のご案内

鹿児島県司法書士会では、県民の司法へのアクセス窓口として「南大隅地区司法書士法律相談センター」を設置し、毎週月曜日に司法書士による「無料法律相談会」を開催しています。お気軽にご利用ください。

名称　南大隅地区司法書士法律相談センター

所在地　錦江町城元1043番地４（錦江中学校正門向い）

相談内容　相続・売買・賃貸など土地建物の権利問題、貸金や借金などお金のトラブル、悪徳商法被害、成年後見、その他法律問題に関する相談

日時　毎週月曜日　13時～16時

実施方法　司法書士による面談相談（相談は無料、予約者を優先）

問 鹿児島県司法書士会
☎099-256-0335

県民の森イベント案内

県民の森では、早春の訪れを感じられるウォーキングや親子で楽しめるたけのこ掘り体験などのイベントを行います。ぜひご家族やお友達とご参加ください。

❶桜咲くなか早春ウォーキングを楽しみましょう
３月19日㊐定員20名（小学５年生以上）

❷春の自然薬草の森と桜観賞ウォーキング　３月21日㊋定員20名（小学５年生以上）

❸親子でたけのこ掘り体験
４月２日㊐　定員10家族（３歳以上）

※参加費、応募期間などイベントの詳細は、県民の森ホームページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症の影響で変更になる場合がありますので、事前にホームページをご確認ください。

問 県民の森管理事務所
☎0995-68-0557

［別紙３－１］

○インターネットによるお知らせ

・鹿児島県ホームページ

環境影響評価について

環境影響評価とは，環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に，事業者自らが事業の実施による環境への影響について，調査・予測・評価を行うとともに，その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き，それらを踏まえて，環境の保全について適正に配慮するための制度です。

環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業を実施する場合には，事前に環境影響評価を実施しなければなりません。

なお，法や条例の対象とならない事業についても，県環境基本条例や県環境基本計画に基づき，環境への配慮を適切にする必要があります。

県内で環境影響評価図書を縦覧・公表中の事業

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「（仮称）六郎館岳風力発電事業」の環境影響評価方法書を縦覧・公表しています。（令和5年4月27日まで）

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ（外部サイトへリンク）

知事意見

令和3年4月1日以降に事業者等へ送付した環境の保全の見地からの知事意見を掲載しています。

日付	内容
令和5年2月1日	(仮称)六郎館岳風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する知事意見（PDF：130KB）
令和4年10月14日	馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見（PDF：164KB）
令和4年9月29日	(仮称)垂水風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する知事意見（PDF：136KB）
令和4年8月23日	(仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価準備書に対する知事意見（PDF：2,908KB）
令和4年7月8日	(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見（PDF：193KB）
令和4年6月6日	馬毛島の管理用道路（外周道路）工事における自主的な環境保全措置に対する知事意見（環境影響評価の対象外の工事における自主的な環境保全措置）（PDF：107KB）
令和4年4月27日	(仮称)鰐北風力発電事業更新計画 環境影響評価準備書に対する知事意見（PDF：173KB）
令和3年12月21日	(仮称)北薩風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見（PDF：197KB）
令和3年7月29日	馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見（PDF：185KB）

（参考）環境アセスメントのためのよりよいコミュニケーション優良事例集（H29.7環境省）

環境省ホームページ（外部サイトへリンク）

環境影響評価図書の継続的な公開

- 縦覧期間終了後の環境影響評価図書の公開（事業者の協力を得て掲載）

環境省ホームページ（外部サイトへリンク）

配慮書手続における複数案の設定

- 風力発電機の配置計画エリアを4案設定し，配慮書手続を実施。その結果を踏まえ，エリアを1つに絞り込み，方法書以降の手続を実施。

説明会が開催できない場合の代替措置

- 説明会資料の各戸配布，縦覧場所への設置（持ち帰り自由）
- アセス図書の縦覧期間後もインターネットによる閲覧を継続など

（参考）発電所環境アセスメント情報（新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言を踏まえた説明会の対応について）

経済産業省ホームページ（外部サイトへリンク）

重複する区域における事業者間調整

- 複数の事業者による風力発電機の設置計画エリアが重複する区域において，事業者間調整を行うよう求めた知事意見を踏まえ，2事業者が1つの事業を共同で進めることで合意

環境影響評価手続の再実施

- 方法書に対する知事意見までの手続を経た風力発電事業において，300メートル以上離れた区域を新たに対象事業実施区域とするため，廃止通知を行い，配慮書手続から再実施

よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

このページに関するお問い合わせ

環境林務部環境林務課

・肝付町ホームページ

(仮称)六郎館岳風力発電事業_環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会について

更新日：2023年03月28日

(仮称)六郎館岳風力発電事業_環境影響評価方法書の縦覧

環境影響評価法に基づき、(仮称)六郎館岳風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について以下のとおりお知らせします。

事業者の名称

事業者名：ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者：代表取締役 中川 隆久
所在地：東京都港区六本木6-2-31六本木ヒルズノースタワー15階

対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）

(仮称)六郎館岳風力発電事業 （風力発電（陸上）、51,600キロワット程度）

対象事業の実施想定区域

鹿児島県肝属郡肝付町・錦江町の一部

方法書の縦覧

1.縦覧場所
（1）鹿児島県庁13階環境林務課
（2）肝付町役場
（3）肝付町役場 内之浦総合支所
（4）肝付町役場 岸良出張所
2.縦覧期間
令和5年3月28日（水曜日）から令和5年4月27日（木曜日）まで
3.縦覧時間
開庁日の午前9時から午後5時まで（開庁時間に準ずる）

方法書の電子縦覧

リンク先 (仮称)六郎館岳風力発電事業_環境影響評価方法書（電子縦覧）

住民説明会の開催

日 時：令和5年4月16日（日曜日）13時～
場 所：岸良西地区公民館
内 容：(仮称）六郎館岳風力発電事業に係る事業計画について

意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
（1）提出方法
氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（当日消印有効）又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。
（2）提出期限：令和5年5月16日（火曜日）【郵送の場合は当日消印有効】

意見書【様式】_（仮称）六郎館岳風力発電事業_環境影響評価方法書 (PDFファイル: 58.5KB)

お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 福岡事務所
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1-13-9いちご博多駅東ビル4階
電話番号 092-260-1012（午前9時から午後5時まで(土日･祝日除く)）
担当：松隈・野村

この記事に関するお問い合わせ先

企画調整課 企画調整第二係
〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富98
電話番号：0994-65-8422
ファックス：0994-65-2587

メールフォームによるお問い合わせ

Get Adobe Acrobat Reader

PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader（Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader（Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

・錦江町ホームページ

（仮称）六郎館岳風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

環境影響評価法に基づき、（仮称）六郎館岳風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について下記のとおりお知らせします。

事業者の名称

事業者名：ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

代表者：代表取締役中川隆久

所在地：東京都港区六本木6-2-31六本木ヒルズノースタワー

対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）

（仮称）六郎館岳風力発電事業（風力発電（陸上）、51,600キロワット程度）

対象事業の事業実施想定区域

鹿児島県肝属郡錦江町・肝付町の一部

方法書の縦覧

1.縦覧場所：1.鹿児島県庁13階環境林務課2.錦江町役場本庁3.錦江町役場田代支所

2.縦覧期間：令和5年3月28日（火曜日）から令和5年4月27日（木曜日）まで

3.縦覧時間：開庁日の午前9時から午後5時まで（開庁時間に準ずる）

方法書の電子縦覧

電子縦覧：https://www.jre.co.jp/news/2023rokuroukandake_houhousho.php（外部サイトへリンク）（別ウィンドウで開きます）

説明会

住民説明会を下記日時、会場にて開催します。

第1回令和5年4月15日（土曜日）午後1時から会場：内ノ牧公民館

第2回令和5年4月15日（土曜日）午後7時から会場：大原地区公民館

意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（当日消印有効）又は

縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。

提出期限：令和5年3月28日（火曜日）から令和5年5月16日（火曜日）まで

内容についてのお問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社福岡事務所

〒812-0013福岡県福岡市博多区博多駅東1-13-9いちご博多駅東ビル4階

TEL092-260-1012（午前9時から午後5時まで（土日・祝日除く））担当：松隈・野村

このページに関するお問い合わせ先

錦江町役場田代支所産業建設課経済建設チーム
〒893-2492 鹿児島県肝属郡錦江町田代麓827-1
電話番号：0994-25-2511
ファックス番号：0994-25-2668

お問い合わせフォーム

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか？

○1：役に立った　○2：ふつう　○3：役に立たなかった

このページの情報は見つけやすかったですか？

○1：見つけやすかった　○2：ふつう　○3：見つけにくかった

送信

・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ

ニュース

2023年3月28日

「(仮称) 六郎館岳風力発電事業　環境影響評価方法書」の電子縦覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)六郎館岳風力発電事業　環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）を作成し、令和5年3月28日付で経済産業大臣に届け出ました。
方法書について、下記のとおり縦覧します。

方法書の縦覧について　住民説明会開催予定　意見書の提出について　お問い合わせ先

方法書の縦覧について

公開場所

施設名	公開時間
鹿児島県庁13階環境林務課	いずれも開庁・開館時間のみ
肝付町役場	
肝付町役場　内之浦総合支所	
肝付町役場　岸良出張所	
錦江町役場　本庁	
錦江町役場　田代支所	

縦覧期間

令和5年3月28日（火）から令和5年4月27日（木）
（縦覧場所の休庁・休館日を除く）

住民説明会開催予定

開催場所・日時

開催場所	日時
(1) 錦江町（重岳・内ノ牧）	令和5年4月15日（土）13時より　内ノ牧公民館
(2) 錦江町（大原）	令和5年4月15日（土）19時より　大原地区公民館
(3) 肝付町（岸良・船間）	令和5年4月16日（日）13時より　岸良西地区公民館

インターネットによる縦覧

方法書は令和5年4月27日（木）16:00まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。
※Internet Explorer は対象外です。

方法書

表紙目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

要約書

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和5年5月16日（火）まで）
(2)下記の宛先に郵送（令和5年5月16日（火）当日消印有効）

〒812-0013　福岡県福岡市博多区博多駅東1-13-9いちご博多駅東ビル4階
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
福岡事務所　宛

お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
福岡事務所　担当：松隈・野村
電話　092－260－1012（代表）
（土・日・祝日・年末年始を除く、午前9時～午後5時まで）

ニュース一覧へ戻る ›

企業情報
企業理念
トップメッセージ
会社概要
事業所概要
運転・保守
JREオペレーションズ
再資源化 エコグリーン
ホールディングス
再生可能エネルギー
特長・選ばれる理由
持続的成長のために
発電所一覧
再エネを創る人
太陽光発電事業
陸上風力発電事業
洋上風力発電事業
バイオマス発電事業
小水力発電事業
地域とともに
プロジェクト紹介
イベント
JREの地域貢献活動
サステナビリティ
トップコミットメント
マテリアリティ（重要課題）
事業を通じたSDGsへの貢献
国連グローバルコンパクトへの参加
社外からの評価
Sustainability Fact Book 2022（英語のみ）
Sustainability Fact Book 2021（英語のみ）
採用情報
新卒採用
ニュース
お問い合わせ
プライバシーポリシー | サイトポリシー
JRE 公式SNS
Youtube
Instagram
Copyright© 2023 Japan Renewable Energy Co., Ltd. All Rights Reserved.

［別紙４］

「(仮称)六郎館岳風力発電事業　環境影響評価方法書」
ご意見記入用紙

「(仮称)六郎館岳風力発電事業　環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、本用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入のうえ、弊社まで郵送又は縦覧場所に設置された意見書箱へご投函ください。

令和　　年　　月　　日

ご住所	〒　　－
ご氏名	

環境の保全の見地からのご意見（日本語により、意見の理由を含めて記載ください）

※　環境影響評価法施行規則の規定より、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）のご記入をお願いします。

※　本用紙に記載いただいた情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。